諸島をその区域の全部又は一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村にあつては1.200とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。 α_2　過疎地域持続的発展法第43条の規定により読み替えて適用する過疎地域持続的発展法第３条の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の一部とする市町村にあつては1.100とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。 ［略］	に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村にあつては1.200とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。 α_2　過疎地域持続的発展法第３条の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の一部とする市町村にあつては1.100とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。 ［同左］
［6～9　略］	［6～9　同上］
［削る］	（「臨時経済対策費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十四の五**　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第八十八号。以下この条及び次条において「令和三年地方交付税法等改正法」という。）附則第二条第二項の規定による「臨時経済対策費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

２　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

３　令和三年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

４　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の五に定めるところによるものとする。

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。